

編集・発行＝松戸市水道部

〒270-0027 松戸市二ツ木42番地の2
総務課 TEL 047(341)0430
工務課 TEL 047(341)0911
FAX 047(349)0881
公道漏水等の連絡は工務課まで

水道まつど

平成15年12月1日 現在

給水戸数……35,626戸
給水人口……79,412人

平成14年度 決算の状況

平成14年度「水道事業会計」決算の状況をお知らせします。

「水道事業会計」は、日常の給水活動のための経費「収益的収支」と水道施設の建設・改良などのための経費「資本的収支」からなっています。

平成14年度の決算は、「収益的収支」においては収入が15億6,118万2千円、支出が15億2,065万8千円と、4,052万4千円の純利益を生じました。

また、「資本的収支」においては収入が6億1,398万円、支出が8億9,083万1千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

【収益的収支】

■収入 15億6,118万2千円

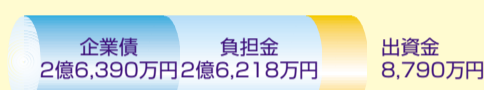


■支出 15億2,065万8千円

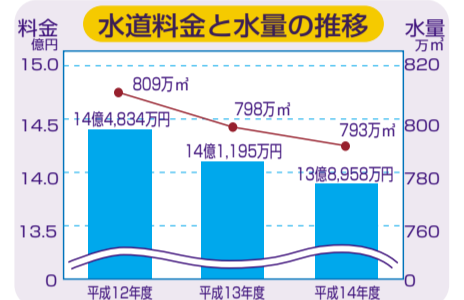


【資本的収支】

■収入 6億1,398万円



■支出 8億9,083万1千円



水道料金の徴収業務は「第一環境(株)」に委託しています。

■営業所所在地 〒270-2261 松戸市常盤平3丁目26番地の2 (常盤平浄水場内) ☎047(383)2100

■営業時間 ●平日/午前8時30分から午後5時まで ●土曜日/午前9時から正午まで ※日曜、祝日はお休みです

■こんなときは、ご連絡ください ●検針に関すること ●水道料金に関すること ●転入、転出に関すること ●口座振替をはじめるとき、または変更したとき ●宅地内での漏水などが疑われるとき、または漏水を修理されたとき

水道料金のお支払いは便利で確実な口座振替で！

お申し込みは金融機関の窓口となります

口座振替は、皆さんの預金口座から自動的に水道料金が引き落とされる大変便利な制度です。口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れることもありません。お支払い方法は、便利で確実な口座振替をお勧めします。

お申し込みは、通帳、印鑑(届出印)、検針票(お客様番号のわかるもの)をご持参のうえ、取り引きされている金融機関の窓口へお申し込みください。

なお、振替日は2カ月に一度、検針月の翌月28日となります。



コンビニエンスストアで水道料金のお支払いができます。

- | | | | |
|-----------|----------|--------|-------|
| 【取扱店】 | セブン・イレブン | ミニストップ | サークルK |
| コミュニティストア | ローソン | サンクス | ココストア |
| HOT SPAR | ファミリーマート | am/pm | セーブオン |
| セイコーマート | デイリーヤマザキ | スリーエフ | ポプラ |

平成14年度 決算データ

ア・ラ・カルト

みんな1カ月にどのくらい使ってるの？



一人あたり	
1年間の使用水量は	100m³
1年間の水道料金は	17,555円
1カ月の使用水量は	8m³
1カ月の水道料金は	1,463円
1日の使用水量は	274ℓ
1日の水道料金は	48円
一戸あたり(約2.2人)	
1年間の使用水量は	223m³
1年間の水道料金は	39,008円
1カ月の使用水量は	19m³
1カ月の水道料金は	3,251円
1日の使用水量は	610ℓ
1日の水道料金は	107円

ホームページ開設のお知らせ

水道利用者の皆さんへの情報提供として、松戸市水道部のホームページを2月1日に開設します。ぜひご利用ください。

水道について

水道水ができるまでの解説や水質検査結果などがわかります

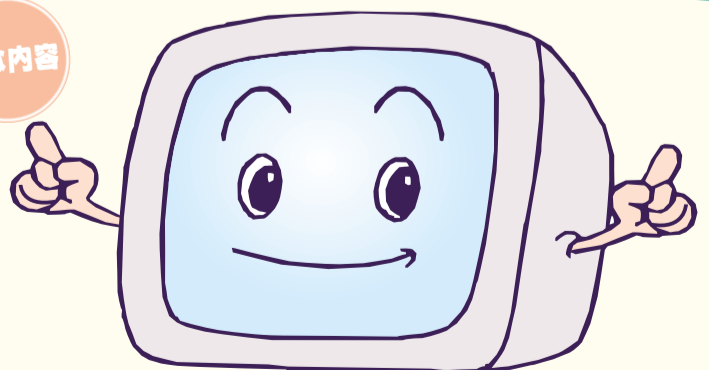
困ったときは

皆さんからよく寄せられる質問について回答しています

経営について

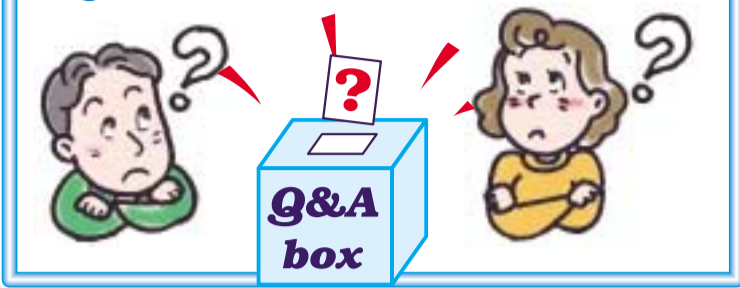
松戸市営水道の経営状況がわかります

主な内容

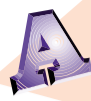


<http://www2.city.matsudo.chiba.jp/suidou/>
(松戸市のホームページからもアクセスできます)

水の質問箱 7



新築の家なのですが、台所、風呂場、トイレ等の水回りに赤や、ピンク色のものが付いていますが、水の中に何か入っているのですか。また、水の検査はどのようにしているのですか。



水の中の成分が影響しているのではなく、空気中の浮遊雑菌の中で霊菌と呼ばれ、生育するとピンク色の色素を形成するものがあります。この菌は人間に害を与えるようなものではありません。

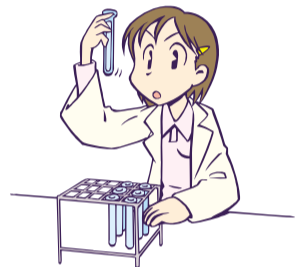
水道水は消毒されており、通常の状態では、細菌やカビは存在しません。霊菌は汚れや湿気の多い浴室等で繁殖し、しかも新築で1年以内ぐらいの家が発生しやすいようです。

これは新築ということで霊菌以外の雑菌の存在が少ないことにより、霊菌が生育しやすい状況にあると思われます。対処方法としては水回りの清掃および換気を十分に行ってください。漂白剤等の使用も効果がありますが、使用上の注意が必要です。



水の検査については水質基準があり、検査することで皆さんに安全な水を給水しています。検査している水は原水（地下水）と、各家庭につながっている給水管（採水場所は公園など）から採取しています。

検査は自己分析と委託分析（委託先：北千葉広域水道企業団）により行います。なお、4月1日から水質基準が改正になり、検査項目が現行の46項目から下の表の50項目に強化されます。また、今回の改正により水質の検査計画等の公表が義務付けられましたので、現在当市水道部ではホームページで、皆さんにお知らせできるよう準備を進めています。これからも安全でおいしい水を供給できるよう、努力してまいります。



新しい水質基準項目および基準値

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号) 施行日：平成16年4月1日

番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウムおよびその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下であること。
4	水銀およびその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレンおよびその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛およびその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素およびその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	シアン化物イオンおよび塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
11	フッ素およびその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
12	ホウ素およびその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
24	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。

番号	項目名	基準値
29	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
31	亜鉛およびその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
32	アルミニウムおよびその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
33	鉄およびその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
34	銅およびその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
35	ナトリウムおよびその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
36	マンガンおよびその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
41	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。 注1)
42	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。 注1)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下であること。
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量 注2)	5mg/L以下であること。 注2)
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

注1) この省令の施行の際、現に布設されている水道により供給される水に係る上記の表41および42に掲げる基準値については平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは「0.00002mg/L」とする。

注2) 平成17年3月31日までの間は、上記の表45の「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

悪質な訪問販売 詐欺行為 にご用心!

最近、水道関係者を装ったり、あるいは市から依頼されたと偽って、次のような行為が市内各地で多発しています。

- 宅地内の水道管または配水管の点検・清掃の必要性を説明し、清掃後、金銭を要求する。
- 「水が汚れている」と言って、高額な浄水器の設置を勧め、販売あるいは貸し出しを行って金銭を要求する。

水道部ではこのような行為は決して行っておりません。水道関係者または市から依頼されたと称してきた場合は、必ず身分証明書を携行していますので、提示を求めるなど確認をしていただき、少しでも不審に感じたときは、すぐに総務課までお問い合わせください。

問 総務課 ☎ 047(341)0430

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。